

宮古島市告示第150号

宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月17日

宮古島市長 下地 敏彦



宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱(平成17年宮古島市告示第56号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(事業内容)

第4条 この事業は、対象者の居宅に理容師又は美容師を派遣し、対象者が希望する理・美容サービスを提供することを内容とする。ただし、対象者の健康上又は身体的な状況等の理由により実施困難な場合は、サービスの全部又は一部を実施しないことができるものとする。

第10条中「別表に掲げる」を削る。

別表を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。